

## 第23期 第1回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

### 1. 召集及び開催月日

召集月日 平成29年7月10日

開催月日 平成29年7月20日

開催場所 藤里町役場議場

開催時刻 午前10時00分

終了時刻 午前11時05分

### 3. 召集者及び議長

召集者 町長 佐々木 文明

議長 会長 田中 文雄

### 4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏名	出欠別
1	会長	田中 文雄	出席
2	委員	石岡千代志	出席
3	委員	浅利 幸明	出席
4	委員	荒川和佳子	出席
5	委員	加藤 博正	出席
6	委員	桂田 善昭	出席
7	委員	安保 広政	出席

### 5. 欠席委員の番号及び氏名

### 6. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 辞令交付

日程第3 副町長あいさつ

日程第4 臨時議長選出（地方自治法第107条準用）

日程第5 仮議席の決定について

日程第6 互選第1号 会長互選について

日程第7 会長あいさつ

日程第8 決定第1号 議席の決定について（新会長進行）

日程第9 議事録署名委員の指名について

日程第10 互選第2号 会長職務代理者互選について

日程第11 互選第3号 農政調整・農地専門委員の互選について

日程第12 互選第4号 一般社団法人秋田県農業会議普通会员の決定について



ましては町民の皆様の関心も高まるようになっております。どうか使命感を持って任務にあたっていただきますようお願いする次第であります。農業をめぐる情勢につきましては、大変厳しい状況となっておりますが、今後の協定によりましては、国内の農業の仕組みが変わり、本町のような山間部の小区画農地については、遊休化がさらに進むことが想定されます。去年は地元の担い手が事情により耕作できなくなるという事態も発生しましたが、幸いにも農地中間管理機構と連携し、町外の二つの経営体の参入により 27ha の遊休化を未然に防止することができました。また、農業法人の要件が緩和されたこともありまして、今年度は農地所有適格法人として申請された企業もあります。このようなことも含め、委員の皆様には様々な農業情勢の変化に適切に対応するため、審議をしていただくようお願いするものであります。結びにあたり、委員の皆様のご活躍を心からご祈念申し上げましてあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

事務局

佐々木副町長は他の公務ためここで退席させていただきます。

(副町長退席)

それでは議事に入ります。暫時の間、事務局が進行させていただきますのでよろしくお祈りします。

本委員会は改選後初めての委員会でありますので、会長が互選されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定を準用し、出席委員の中で最年長の委員が臨時に議長の職務を行うことになっております。最年長者であります桂田善昭委員に臨時の議長を務めていただきたいと思います。それでは、桂田善昭委員、議長席をお願いいたします。

桂田委員

ただいま紹介されました桂田です。地方自治法第 107 条の規定により、会長互選までの間、臨時で議長の職務を行いますので皆様のご協力をよろしくお祈りします。

それでは次第に従いまして進めてまいります。

「次第 5 仮議席の決定について」

議事進行上、必要でありますので仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま皆様を着席している席を指定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは現在の席を仮議席といたします。

「次第 6 互選第 1 号 会長の互選について」

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

3 ページをご覧ください。

互選第 1 号 会長の互選について

農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項の規定に基づき、会長を下記により互選されたい。平成 29 年 7 月 20 日 藤里町長 佐々木文明。

藤里町農業委員会会長 1 名。

提案の理由 第 22 期農業委員会の任期が平成 29 年 7 月 19 日をもって満了し、平成 29 年 7 月 20 日付けをもって新委員が就任したので、農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項の規定により委員の中から会長 1 名を互選するものとする。

以上です。

桂田委員

ただいま事務局から説明があった通り、会長の互選については、農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項により「会長は、委員が互選した者を充てる」となっております。

互選の方法としては、自薦及び他薦により候補者を選出することになります。候補者が複数いる場合は、委員による決選投票を行い、過半数を得た候補者を会長とすることになっております。会長に立候補される方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

(田中委員挙手)

ただいま田中委員より挙手がありました、他にいらっしゃいませんか。

(なしの声)

他にいないようなので、田中委員に会長の職務を行っていただきたいと思います。これをもちまして、臨時議長としての職務はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(桂田委員、元の席へ)

事務局 藤里町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることになります。会長に選出されました田中委員より挨拶をお願いいたします。

(田中新会長が議長席へ)

議長 新会長に選任されました田中です。第23期藤里町農業委員会会長として、皆様のご協力を賜りまして、地域農業の振興と農業委員会の業務遂行に努めたいと思います。また、今年度をもちまして減反制度の廃止による離農や畜産物の価値低迷などの不安要素はたくさんありますが、農家などに不利益にならぬよう、委員の皆様と誠心誠意審議に努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局 それでは議事進行をお願いします。

議長 早速ですが、「次第8 決定第1号 議席の決定について」事務局から説明を願います。4ページをご覧ください。

事務局 決定第1号 議席の決定について

藤里町農業委員会会議規則第7条の規定により議席を決定されたい。平成29年7月20日 藤里町農業委員会会長。

議席の決定については、藤里町農業委員会会議規則第7号により、「クジ」決定することになっております。届出の順番でクジを引いていただきます。会長が1番になりますので、議席は2番からになります。それでは届出2番の方からクジを引いてください。引かれた方は新しい議席番号に移動してください。

(クジを引き、委員が席に着く)

クジの結果を確認いたします。

(1番 田中文雄, 2番 石岡千代志, 3番 浅利幸明, 4番 荒川和佳子, 5番 加藤博正, 6番 桂田善昭, 7番 安保広政)

ご着席のとおり議席が決定されました。よろしくをお願いします。

議長 続きまして、「議事録署名委員の指名について」

議席が決まったので、会議規則により議事録署名委員を当委員会で指名してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、2番 石岡千代志委員、3番 浅利幸明委員をお願いします。

次に「互選第2号 会長職務代理者互選について」

事務局から説明をお願いします。

事務局

5 ページをご覧ください。

互選第 2 号 会長職務代理者の互選について

藤里町農業委員会会議規則第 17 条第 2 項の規定により会長職務代理者の互選について次の通り提出する。平成 29 年 7 月 20 日 藤里町農業委員会。

会長職務代理者 1 名。

提案理由は、藤里町農業委員会規則第 17 条 会長が欠けたとき、または事故あるときは委員が互選した者がその職務を代理する。

第 2 項 前項の代理者は、あらかじめ互選しておくことができる。

議長

会長職務代理者については、藤里町農業委員会会議規則第 17 条第 2 項により、互選となっております。互選の方法として、会長の互選と同様に、立候補、推薦、無記名投票の順番となっております。立候補する方はいらっしゃいませんか。

いらっしゃらないようなので推薦選出になりますが、どなたか推薦される方はいらっしゃいますか。

6 番

2 番委員がよろしいのではないか。

議長

ただいま 6 番委員から 2 番委員を推薦したいとありましたがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは推薦により 2 番の石岡千代志委員に会長職務代理者をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に「互選第 3 号 農政調整・農地専門委員会の互選について」

事務局から説明をお願いします。

事務局

6 ページをご覧ください。

互選第 3 号 農政調整・農地専門委員の互選について

農政調整専門委員会並びに農地専門委員会を下記により互選されたい。平成 29 年 7 月 20 日 藤里町農業委員会。

専門委員会には 2 つありまして、1 つが農政調整専門委員会です。委員数は 4 名、担当事項が 1, 諮問答申、建議に関する事 2, 農業者年金に関する事 3, 農地の利用調整に関する事 4, 農地等の標準小作に関する事 5, その他、会長が必要と認められたとき です。

もう 1 つが農地専門委員会です。こちらも委員数は 4 名、担当事項は 1, 農地法に基づく諸申請に関する事 2, 農地のあっせん事業に関する事 3, 農地紛争に関する事 4, 農地の権利移動に関する事 5, その他、会長が必要と認められたとき です。会長は両専門委員会に属することとなります。任期は委員任期満了まで、各専門委員会に正副委員長を置くこととなっております。以上です。

議長

事務局から、各専門委員会について説明がありましたが、これについては、農業委員会で協議していただき、バランスのとれた専門委員会にしたいと考えております。

各専門委員の互選及び農政調整委員会の委員長、副委員長と農地専門委員会の委員長、副委員長を互選することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

事務局

それでは、暫時休会とし、控室を用意していますので専門委員を割り振りしていただきたいと思っております。また、各専門委員会の委員長、副委員長を互選していただくようお願いいたします。

(休会、委員で協議)

(再開)

- 議長 会議を再開します。事務局から報告願います。
- 事務局 委員の振り分けについて報告します。  
農政調整委員会の委員ですが、石岡千代志委員、浅利幸明委員、桂田善昭委員、田中文雄会長の4名です。  
続いて、農地専門委員ですが、安保広政委員、荒川和佳子委員、加藤博正委員、田中文雄会長となりました。以上です。
- 議長 事務局から報告があった通り、各専門委員について異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
各正副委員長についても決まったようですので、委員長に選ばれた方は報告をお願いします。まずは、農政調整専門委員会からお願いします。
- 農政委員長 農政調整専門委員会は石岡委員、浅利委員、桂田、田中会長の4名とし、委員長に私、桂田善昭、副委員長に3番浅利幸明委員に決定しました。
- 議長 続きまして、農地専門委員会をお願いします。
- 農地委員長 農地専門委員会は加藤委員、荒川委員、安保、田中会長の4名とし、委員長に私、安保広政、副委員長に5番加藤博正委員に決定しました。
- 議長 それでは確認いたします。  
農政調整専門委員会の委員長が6番桂田善昭委員、副委員長が3番浅利幸明委員。  
農地専門委員会の委員長が7番安保広政委員、副委員長が5番加藤博正委員となりました。こちらで異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
それでは各正副委員長はよろしくをお願いします。
- 事務局 次に「互選第4号 秋田県農業会議普通会员の決定について」事務局から説明をお願いします。  
7ページをご覧ください。  
互選第4号 一般社団法人秋田県農業会議普通会员の決定について  
一般社団法人秋田県農業会議の普通会员の決定について下記の通り提出する。平成29年7月20日 藤里町農業委員会。  
提案理由は農業会議定款第8条第2項の規定に基づく会員について、一般社団法人秋田県農業会議の普通会员は農業委員会の会長を普通会员とする。以上です。
- 議長 農業会議の普通会员は原則、会長とすることになっておりますので、私田中文雄でよろしいでしょうか。  
(異議なしの声)  
秋田県農業会議普通会员を私田中文雄で決定しました。
- 事務局 次に「議案第1号 藤里町農地利用最適化推進委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。  
8ページをご覧ください。  
議案第1号 藤里町農地利用最適化推進委員の委嘱について

藤里町農地利用最適化推進委員に次の者を委嘱することについて、農業委員会の同意を求める。平成 29 年 7 月 20 日 藤里町農業委員会。

住所 藤里町藤琴 [REDACTED]，氏名 市川 一，生年月日 [REDACTED]。

提案理由 農業委員会は、農地等の利用最適化を推進するため、農業委員会に関する法律 17 条 1 項により農地利用最適化推進委員を委嘱するものです。以上です。

議長

市川一さんを藤里町農地利用最適化推進委員に委嘱することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、市川一さんを藤里町農地利用最適化推進委員に委嘱することを認めます。

{(議案第 7 号まで同様に審議) 第 2 号 山田一達孝, 第 3 号 菊池博悦, 第 4 号 成田初, 第 5 号 佐々木靖夫, 第 6 号 武藤政信, 第 7 号 細田茂廣}

議案につきましてはこれで終了いたします。

それでは「次第 20 協議事項」に入ります。

協議事項は 2 件ございます。

(1) 活動担当地区 について、事務局から説明をお願いします。

事務局

協議事項をご覧ください。

(1) 活動担当地区 について

藤里町農業委員活動担当地区について下記のとおり協議します。平成 29 年 7 月 20 日 藤里町農業委員会。

農業委員につきましては毎月、総会で審議することに重点を置いています。今回、農業委員の人数が 14 名から 7 名に減ったということで、議員においては非農業者や女性の方もいらっしゃるため、事務局の方から案として区割りを記載していますので説明させていただきます。6 番桂田委員には中通北部地区、3 番浅利委員には藤琴土地改良区、院内岱、寺沢、田中会長には中の田、小比内、大屋布、清水岱、長瀬、2 番石岡委員には大沢地区、4 番荒川委員には粕毛、薄井沢地区、7 番安保委員には粕毛、真土地区、5 番加藤委員には萱沢、熊の岱、谷地、米田地区、という割り振りを事務局から案という形で出させていただきますので皆様で協議していただければと思います。以上です。

議長

事務局から提案のあった協議事項について、委員の皆様からのご意見ををお願いします。

(異議なしの声)

非農業者の方もいるので全員で協力しながら活動するというようお願いいたします。

(2) 藤里町農業者年金加入者協会加入推進部長の互選 について

事務局から説明をお願いします。

事務局

協議事項 (2) 藤里町農業者年金加入者協会加入推進部長の互選について

藤里町農業者年金加入者協会加入推進部長の互選について協議します。平成 29 年 7 月 20 日 藤里町農業委員会。

加入推進部長については、会長でなければならない規定はありません。また、農業会議が加入推進部長を招集し情報交換する会議への出席もあります。今期の選任についてどうすべきか協議をお願いします。

議長 前回は桂田委員に行ってもらっていたようですが、今回もお願いしてもよろしいでしょうか。

6番 承知いたしました。

議長 では、6番 桂田委員でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

加入推進部長は桂田委員で決定いたします。

次に次第21 その他に入ります。

事務局 その他は4ページからになります。

(1) 農業委員会の行事報告及び行事予定について

(7月20日までの行事報告と8月総会までの行事予定、平成29年度月別事業計画を説明)

次に(2) 農業委員会関係資料の配布についてですが、総会前に説明させていただきましたので割愛させていただきます。

事務局からは以上です。

議長 事務局からの説明で何かございませんか。

(なしの声)

ないようですのでこれもちまして、第23期第1回農業委員会総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 29 年 7 月 20 日

藤里町農業委員会会長  
議 長

藤里町農業委員  
署名委員  
(2 番)

藤里町農業委員  
署名委員  
(3 番)